

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第49号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第1項及び第2項並びに水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項及び第2項の規定に基づき、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のため必要な事項を定め、並びに漁業法の規定により知事の権限とされている事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（漁業の許可）</p> <p>第8条 次に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、<u>漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号から第9号までに掲げる漁業の方法により営む漁業</u>にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、<u>その他の漁業の方法により営む漁業</u>にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、<u>第14号に掲げる漁業の方法による漁業</u>にあつては、<u>漁業法第8条第1項の規定により漁業権の内容たる地びき網漁業を営む権利を有する者が当該権利に係る漁業を営む場合</u>は、この限りでない。</p> <p>（1）<u>小型まき網（ぬいきり網及びしぼり網を含み、総トン数5トン未満の船舶を使用するものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「小型まき網漁業」という。）</u></p> <p>（2）<u>まき刺網（狩刺網を含む。以下当該漁業の方法による漁業を「まき刺網漁業」という。）</u></p> <p>（3）<u>機船舶びき網（第13号に掲げるものを除く。）</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第1項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項の規定に基づき、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のため必要な事項を定め、並びに漁業法の規定により知事の権限とされている事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（漁業の許可）</p> <p>第8条 <u>漁業法第66条第1項に規定する漁業のほか、次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、第1号から第9号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいて営む場合は、この限りでない。</u></p> <p>（1）<u>小型まき網漁業（ぬいきり網漁業及びしぼり網漁業を含み、総トン数5トン未満の船舶を使用するものに限る。以下同じ。）</u></p> <p>（2）<u>まき刺網漁業（狩刺網漁業を含む。）</u></p> <p>（3）<u>機船舶びき網漁業（第13号に掲げるものを除</u></p>

以下当該漁業の方法による漁業を「機船船びき網漁業」という。）

(4) ごち網（以下当該漁業の方法による漁業を「ごち網漁業」という。）

(5) 敷網（以下当該漁業の方法による漁業を「敷網漁業」という。）

(6) こぎ刺網（以下当該漁業の方法による漁業を「こぎ刺網漁業」という。）

(7) かご網（こういか、ひらつめがに及びきんこばいの採捕を目的とするもの、総トン数10トン以上の動力漁船によるずわいがにの採捕を目的とするもの並びに漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）第1項第12号に掲げる海域以外の日本海の海域においてかごを使用してべにずわいがにの採捕を目的とするものを除く。以下当該漁業の方法による漁業を「かご網漁業」という。）

(8) 小型いかつり（総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用するものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「小型いかつり漁業」という。）

(9) すくい網（中海海域（境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線以内の海域をいう。以下同じ。）及び境水道（境港市境港防波堤東端から正北の線と同市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線により囲まれた海域をいう。以下同じ。）において3トン以上の動力漁船により集魚灯及び動力式漁労装置を使用するものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「すくい網漁業」という。）

(10) しいらつけ（以下当該漁業の方法による漁業を「しいらつけ漁業」という。）

(11) げんしき網（以下当該漁業の方法による漁業を「げんしき網漁業」という。）

(12) 固定式刺網（推進機関を備えない船舶により一重網を使用するものを除く。以下当該漁業の方法による漁業を「固定式刺網漁業」という。）

(13) かつら網（以下当該漁業の方法による漁業を「かつら網漁業」という。）

(14) 地びき網（以下当該漁業の方法による漁業を「地びき網漁業」という。）

(15) 小型定置（以下当該漁業の方法による漁業を「小型定置漁業」という。）

く。）

(4) ごち網漁業

(5) 敷網漁業

(6) こぎ刺網漁業

(7) かご網漁業（こういか、ひらつめがに及びきんこばいの採捕を目的とするもの、総トン数10トン以上の動力漁船によるずわいがにの採捕を目的とするもの並びにべにずわいがに漁業の取締りに関する省令（平成元年農林水産省令第44号）第1条第2項に規定する規制水域において動力漁船によるべにずわいがにの採捕を目的とするものを除く。）

(8) 小型いかつり漁業（総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用するものに限る。）

(9) すくい網漁業（中海海域（境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線以内の海域をいう。以下同じ。）及び境水道（境港市境港防波堤東端から正北の線と同市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線により囲まれた海域をいう。以下同じ。）において集魚灯及び動力式漁労装置を備えた総トン数3トン以上の動力漁船を使用するものに限る。）

(10) しいらつけ漁業

(11) げんしき網漁業

(12) 固定式刺網漁業（推進機関を備えない船舶により一重網を使用するものを除く。）

(13) かつら網漁業

(14) 地びき網漁業

(15) 小型定置漁業

(16) 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。
以下当該漁業の方法による漁業を「潜水器漁業」
という。）

（漁業の許可の申請）

第9条 漁業法第66条第1項及び前条の規定による漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、漁業法第66条第1項に規定する漁業及び前条第1号から第9号までに掲げる漁業の方法により営む漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業の方法により営む漁業にあつては当該漁業ごとに様式第4号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。

2及び3 略

4 県内に住所を有しない者が提出する漁業法第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業並びに前条第2号、第3号、第8号、第9号及び第12号に掲げる漁業の方法により営む漁業に係る第1項の申請書には、その者の住所地を管轄する知事の意見書を添付しなければならない。

5～7 略

（漁業の許可の内容の変更の許可）

第12条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容（漁業法第66条第1項に規定する漁業及び第8条第1号から第9号までに掲げる漁業の方法により営む漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあつては漁業種類（当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。）、船舶の総トン数及び馬力数、操業区域並びに操業期間をいい、その他の漁業の方法により営む漁業にあつては漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。）を変更しようとするときは、様式第6号による変更許可申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

2 略

（漁業の許可及び起業の認可をする数の最高限度）

第23条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第8条各号に掲げる漁業の方法により営む漁業につき及び漁業法第66条第1項に掲げる漁業のうち同条第3項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を定めること

(16) 潜水器漁業（簡易潜水器を使用するものを含む。以下同じ。）

（漁業の許可の申請）

第9条 漁業法第66条第1項及び前条の規定による漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、漁業法第66条第1項に規定する漁業にあつては船舶ごとに、前条第1号から第7号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに様式第4号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。

2及び3 略

4 県内に住所を有しない者が提出する漁業法第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業並びに前条第2号、第3号、第8号、第9号及び第12号に掲げる漁業に係る第1項の申請書には、その者の住所地を管轄する知事の意見書を添付しなければならない。

5～7 略

（漁業の許可の内容の変更の許可）

第12条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容（漁業法第66条第1項に規定する漁業及び第8条第1号から第7号までに掲げる漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあつては漁業種類（当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。）、船舶の総トン数及び馬力数、操業区域並びに操業期間をいい、その他の漁業にあつては漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。）を変更しようとするときは、様式第6号による変更許可申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

2 略

（漁業の許可及び起業の認可をする数の最高限度）

第23条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第8条各号に掲げる漁業につき及び漁業法第66条第1項に掲げる漁業のうち同条第3項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を定めることができる。

ができる。

2～4 略

(漁業の禁止)

第41条 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、営んではならない。

- (1) 空釣こぎ
- (2) 沖縄式追込網

(遊漁者等の漁具又は漁法の制限)

第44条 漁業者が漁業を営むためにする場合又は漁業従事者が漁業者のためにする場合を除き、次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1)～(4) 略
- (5) 徒手採捕

(火船の隻数制限等)

第48条 次の表の左欄に掲げる漁業に使用することができる火船(集魚を目的とする照明設備を備える船舶をいう。)の隻数は、同表中欄に定める数の範囲内であって、1隻当たりの集魚を目的とする照明設備の総設備容量は、それぞれ同表右欄に定める容量の範囲内でなければならない。

漁業の種類	隻数	総設備容量
略		
いか釣り漁業(指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)別表第2いか釣り漁業の項第1号口からりまでの海域におけるいか釣り漁業に限る。)	略	
略		

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第36条、第37条第1項、第38条から第40条まで、第42条、第43条、第45条から第49条まで、第50条第1項又は第51条第7項の規定に違反した者
- (2)～(4) 略

2 略

2～4 略

(漁業の禁止)

第41条 次の各号に掲げる漁業は、営んではならない。

- (1) 空釣こぎ漁業
- (2) 沖縄式追込網漁業

(非漁民等の漁具又は漁法の制限)

第44条 漁業者が漁業を営むためにする場合又は漁業従事者が漁業者のために場合を除き、次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1)～(4) 略
- (5) 歩行徒手採捕

(火船の隻数制限等)

第48条 次の表の左欄に掲げる漁業に使用することができる火船(集魚を目的とする照明設備を備える船舶をいう。)の隻数は、同表中欄に定める数の範囲内であって、1隻当たりの集魚を目的とする照明設備の総設備容量は、それぞれ同表右欄に定める容量の範囲内でなければならない。

漁業の種類	隻数	総設備容量
略		
いか釣り漁業(承認漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号)別表第2第一種いか釣り漁業の項二の口からちまでの海域におけるいか釣り漁業に限る。)	略	
略		

第61条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第8条、第36条、第37条第1項、第38条から第43条まで、第45条から第49条まで、第50条第1項又は第51条第7項の規定に違反した者
- (2)～(4) 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前の鳥取県海面漁業調整規則（以下「旧規則」という。）第8条の規定により知事がした漁業の許可で、この規則の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間満了までは、改正後の鳥取県海面漁業調整規則（以下「新規則」という。）第8条の規定により知事がした許可とみなす。

3 この規則の施行前に旧規則の規定により提出された申請書その他の書類は、新規則の相当する規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。